

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四六三
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四六三
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 四六三
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六四
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 四六四
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 四六四
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 四六五
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 四六五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四六五
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四六六
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四六六
 - 道路の区域を変更する件二件 四六六
 - 道路の供用を開始する件 四六七
 - 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件 四六七
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四六七
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四六七
 - 一般競争入札を行う件二件 四六八
- 福 島 県 公 安 委 員 会**
- 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を取り消した件 四六八

告 示

福 島 県 告 示 第 五 百 六 十 九 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さとう整形外科内科クリニック	伊達市保原町字東野崎七〇―一	平成二十七年七月一日
近藤眼科	白河市大手町四―五	同 日
ケアーズ訪問看護リハビリテーション野田町	福島市野田町七―二二二〇―セレーノダイマール―B	同 年六月一日

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 五 百 七 十 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地
変更前 医療法人久慈会深谷	石川郡浅川町大字浅川字大明塚一―
変更後 深谷クリニック	

診療所

二一四〇

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
訪問看護ステーションあゆみ	福島市花園町一―三三	福島市八木田字北ノ内二〇―五

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
近藤眼科	白河市大手町四―五	平成二十七年六月三〇日
猪俣医院	喜多方市字長面三〇三〇	平成二六年五月二九日

福島県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
国分内科医院	福島市南町一九一	平成二十七年五月二八日
水口歯科医院	大沼郡会津美里町字高田甲二八九〇	同 年四月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
宝槻輝	福島市腰浜町五―三三―一 サンライズコーポB二〇二	中央在宅マッサージ	福島市三河北町二―一八 ココメゾン三〇六	平成二十七年六月二五日

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
六戸和訓	伊達市保原町 大柳字柳田八	ししど・やわ らぐ接骨院	福島市本内字北古館 七一一 サニーヒル オオツキ一〇一	平成二十七年 五月二二日

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	
	変更前	変更後
鈴木茂幸	福島市太平寺字増屋敷八一二 サザンフォートB一〇二二一	伊達郡川俣町鶴沢字鶴東二〇一

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称		所在地	
		変更前	変更後	変更前	変更後
内田卓哉	福島市渡利 字丸田二一 一 渡利ハ イツ三〇二	中央在宅マツ サージ福島 院	KEIRO W福島駅前 ステーション	福島市三河 北町二一八 ココメゾ ン三〇六	福島市宮町 五一一五

(社会福祉課)

福島県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月十四日から同年十二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年六月十九日
- 五 届出をした者
片倉工業株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を川内村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
佐久間明 三瓶博 渡邊盛次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十七年福島県告示第五百四十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
澄川敬子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年福島県告示第五百四十九号）によること。

（森林保全課）

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道小野富岡線	いわき市川前町小白井字大小屋六六番二地先から 同 市川前町下桶荒字荻国有林一七林班 い小班地先まで	変更前	変更後	A 五・〇〇 二四・二二	二、九一六・三
		B 一一・〇〇 六四・八	A 五・〇〇 二四・二二	二、九一六・三	二、六九八・〇

（道路計画課）

福島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道吉間田滝根線	いわき市川前町下桶荒字荻国有林一七林班 い小班地先から 同 市川前町小白井字大小屋六六番二地先	変更前	変更後	A 五・〇〇 二四・二二	二、九一六・三
		B 一一・〇〇 六四・八	A 五・〇〇 二四・二二	二、九一六・三	二、六九八・〇

まで
B 一二・〇〇
六四・八
二六九八・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡路二番五地 先から 同 市平豊間字下町五〇番一地 先まで	平成二十七年八月一七日

(道路計画課)

福島県告示第五百八十四号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、富岡都市計画の変更に係る富岡都市計画に定めるべき事項が記載された富岡町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 富岡都市計画道路
 - 2 名称 三・四・一〇二号駅前門口線
三・五・一〇七号駅前本町線
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公 告

公告第百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月三十日
 - 二 名称
特定非営利活動法人ターナー会
 - 三 代表者の氏名
佐藤 久子
 - 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市保原町字竹内町五十八番地
 - 五 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、一般市民に対して、国際的な規模での文化活動に関する事業を行い、透明水彩の普及及び文化・芸術の振興に寄与する事を目的とする。
(変更後) この法人は、透明水彩画の普及や地域の文化・芸術に関する事業を行い、地域住民の健康で元氣な生活を推進する活動を通して、地域振興に寄与する事を目的とする。
- (文化振興課)
- 公告第百八十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十七年八月十四日
- 福島県知事 内堀雅雄
- | | |
|----------|-------------------------------|
| 土地改良区の名称 | 八沢千拓土地改良区 |
| 退任した役員 | 氏名 幸一 住所 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二 |
| 役員 | 氏名 幸一 住所 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二 |
| 理事 | 田中 憲一 市同 区寺内字三里一番地の六 |
| 同 | 細田 勲 市同 区北屋形字西浦向一二五番地 |
| 同 | 松田 文男 市同 区南柚木字上浅田一六番地の一 |
| 同 | 鈴木 一夫 相馬市柚木字前日向六三番地 |

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月7日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年8月14日(金)から同年9月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月20日(木)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年9月28日(月)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年9月25日(金)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Machining Center II 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 28 September 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 September 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第191号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年8月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 エックス線非破壊検査システム 1式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成28年3月11日(金)
 - (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月11日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年8月14日(金)から同年9月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月25日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年10月2日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年10月1日(木)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray Non Destructive Inspection system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 2 October 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 1 October 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、株式会社勿来自動車学校に係る運転免許取得者教育の認定を平成27年6月11日取り消した。このため、道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

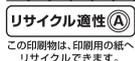
平成27年8月14日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

1の表を次のように改める。

番号	名 称	住 所	代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称	運転免許取得者教育に使用する施設の所在地	運転免許取得者教育の課程の区分	運転免許取得者教育の課程の名称
1	株式会社田村自動車教習所	田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	石橋英雄	田村自動車教習所	田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程	四輪車安全教育
2	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第2号に掲げる課程	二輪ライダー訓練
3	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第4号に掲げる課程	高齢運転者教育
4	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第5号に掲げる課程	幹線及び高速道路走行訓練
5	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第5号に掲げる課程	生活エリア走行訓練
6	株式会社田島ドライブインズスクール	南会津郡南会津町永田字堂前2239番地	星千津子	田島ドライブインズスクール	南会津郡南会津町永田字堂前2239番地	規則第1条第1号に掲げる課程	セーフティードライバー教育
7	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第2号に掲げる課程	セーフティードライビング教育
8	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第4号に掲げる課程	高齢者ドライバー教育
9	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第5号に掲げる課程	地域特性に応じたドライバー教育
10	同上	同上	同上	同上	同上	規則第1条第8号に掲げる課程	企業ドライバー等の教育

(運 転 免 許 課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷